



# 広島県報

定期  
第48号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

|  |    |
|--|----|
| 広島県行政組織規則の一部を改正する規則<br>(原法規登載)   | 1  |
| 告示   |    |
| 新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更<br>昭和五十二年広島県告示第四百六号(新幹線鉄道騒音に<br>係る環境基準の類型指定)の一部を改正する告示<br>(原法規登載) | 2  |
| 道路の供用開始(二件)<br>(道路河川管理室)   | 2  |
| 公告   |    |
| 広島県情報公開条例の運用状況<br>(行政情報室)  | 2  |
| 広島県個人情報保護条例の運用状況<br>( " )  | 4  |
| 特定非営利活動法人の定款変更認証申請<br>(文化・県民協働室)   | 5  |
| 自然保護区特別保護地区の指定の案<br>(自然環境保全室)  | 6  |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新<br>設の届出<br>(地域産業振興室)   | 7  |
| 大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要(二<br>件)  | 8  |
| 大規模小売店舗立地法の規定による町の意見の概要<br>( " )   | 8  |
| 大規模小売店舗立地法の規定による県の意見<br>( " )  | 8  |
| 県営土地改良事業計画の樹立<br>(土地改良室)   | 9  |
| 県営土地改良事業変更計画の樹立<br>( " )   | 9  |
| 土地改良区の役員就任及び退任(二件)<br>(東広島地域事務所)   | 9  |
| 広島県議会情報公開条例の運用状況   | 10 |
| 議会事務局公告  |    |

### 人事委員会規則

竹原・波方面自動車航送船組合の管理職員等の範囲を定  
める規則の一部を改正する規則  
(原法規登載)

### 公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示

### 公安委員会公告

技能検定員・教習指導員審査(大型二種・普通二種)の  
実施  
監査委員公表

五月例月出納検査の結果

## 公布された規則のあらまし

- 一 広島県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第六十二号)(行政管理局)  
改正の要旨  
県立広島病院に臨床腫瘍科を設置することに伴い、必要な改正を行った。
- 二 施行期日  
平成十八年七月一日

## 規則

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十九日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第六十二号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。  
第七十七条の表県立広島病院の項中「神経内科」の下に、「臨床腫瘍科」を加える。

附則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

告 示

広島県告示第六百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が大竹市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十六条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、大竹市長から届出があつた。

平成十八年六月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 上 欄   |                         | 面 積      | 下 欄 |
|---|-------------------------|----------|-----|
| 大竹市東栄三丁目一八の二から五の一を経て同市東栄二丁目三一五の二九に至る間の土地の地先           | 大竹市東栄三丁目二二、八九三・七七平方メートル | 大竹市東栄三丁目 |     |
| 大竹市東栄二丁目三一五の二九から同市東栄一丁目八七一の九を経て同市御幸町二二二九の二一に至る間の土地の地先 | 二五四、〇〇〇・九〇平方メートル        | 大竹市東栄三丁目 |     |

広島県告示第六百六十七号

昭和五十二年広島県告示第四百六号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年六月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

表の（注）中「広島県環境生活部環境局環境創造総室環境対策室」を「広島県環境部環境対策局環境対策室」に改める。

広島県告示第六百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年七月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年六月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 路線名       | 供 用 開 始 の 区 間                          | 供用開始の期日    |
|-----------|--|------------|
| 県道下門田泉吉田線 | 三次市君田町檀田字黒口五九番五地先から三次市君田町檀田字黒口六二番一地先まで | 平成十八年六月三〇日 |

広島県告示第六百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年七月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年六月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 路線名      | 供 用 開 始 の 区 間  | 供用開始の期日     |
|----------|--|-------------|
| 一般国道三三三号 | 福山市神辺町大字上御領字松木一六九〇番一地先から福山市神辺町大字上御領字横田一六四〇番一地先岡山県境まで | 平成十八年六月二十九日 |

公 告

広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号。以下「条例」という。）第二十五条の規定によって、平成十七年度における条例の運用の状況を公表する。

平成十八年六月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 行政文書の開示請求等の状況

単位：件

| 受付場所                    | 区分 | 開示請求  | 任意開示の申出 | 合計    |
|-------------------------|----|-------|---------|-------|
| 本庁<br>(行政情報コーナー)        | 庁  | 5,974 | 3,094   | 9,068 |
| 地方機関                    |    | 485   | 0       | 485   |
| 警察本部 (警察情報公開センター) 及び警察署 |    | 227   | 47      | 274   |
| 合計                      |    | 6,686 | 3,141   | 9,827 |

注1 開示請求とは、条例第5条各号に掲げるものからの行政文書の開示の請求をいう。

注2 任意開示の申出とは、条例第5条各号に掲げるもの以外のものからの行政文書の開示の申出をいう。

2 行政文書の開示請求者等の区分

単位：件

| 区分      | 開示請求者等の区分                             | 件数    |
|---------|---------------------------------------|-------|
| 開示請求    | 県内に住所を有する者                            | 3,751 |
|         | 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体           | 2,934 |
|         | 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者                  | 0     |
| 任意開示の申出 | 県内に存する学校に在学する者                        | 0     |
|         | 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの | 1     |
| 合計      | 条例第5条各号に掲げるもの以外のもの                    | 3,141 |
| 合計      |                                       | 9,827 |

3 実施機関別の行政文書の開示請求等の処理状況

単位：件

| 区分 | 実施機関  | 開示請求  |       |       |     |        |     | 任意開示の申出 |     |       |       |      |     | 合計 |        |     |       |
|----|-------|-------|-------|-------|-----|--------|-----|---------|-----|-------|-------|------|-----|----|--------|-----|-------|
|    |       | 請求件数  | 開示    | 部分開示  | 不開示 | 存在確認拒否 | 不存在 | 適用外     | 取下げ | 申出件数  | 開示    | 部分開示 | 不開示 |    | 存在確認拒否 | 不存在 | 適用外   |
|    | 出納長室  | 2     | 2     |       |     |        |     |         |     |       |       |      |     |    |        |     | 2     |
|    | 総務企画部 | 355   | 154   | 166   | 2   |        | 29  | 1       | 3   | 11    | 10    |      |     | 1  |        |     | 366   |
|    | 地域振興部 | 11    | 7     | 4     |     |        |     |         | 3   | 3     | 3     |      |     |    |        |     | 14    |
|    | 環境生活部 | 263   | 232   | 21    | 3   | 1      | 4   |         | 2   | 334   | 280   | 12   |     | 42 |        |     | 597   |
|    | 福祉保健部 | 564   | 87    | 467   |     |        | 8   | 1       | 1   | 57    | 35    | 10   |     | 10 |        |     | 621   |
|    | 商工労働部 | 126   | 53    | 68    |     |        | 4   | 1       |     | 28    | 13    | 15   |     |    |        |     | 154   |
|    | 農林水産部 | 103   | 9     | 85    |     | 2      | 6   |         | 1   | 3     |       | 3    |     |    |        |     | 106   |
|    | 土木建築部 | 4,168 | 1,449 | 2,602 | 4   |        | 78  | 2       | 1   | 2,612 | 2,606 | 3    |     | 1  |        |     | 6,780 |
|    | 小計    | 5,592 | 1,993 | 3,413 | 9   | 3      | 129 | 5       | 8   | 3,048 | 2,947 | 43   |     | 54 |        |     | 8,640 |

|            |       |       |       |    |   |     |   |    |  |    |       |       |    |   |   |    |   |     |       |
|------------|-------|-------|-------|----|---|-----|---|----|--|----|-------|-------|----|---|---|----|---|-----|-------|
| 教育委員会      | 622   | 262   | 324   | 17 |   | 16  |   |    |  | 3  | 27    | 14    | 11 | 1 |   |    |   | 1   | 649   |
| 公安委員会      | 12    |       |       | 5  |   | 7   |   |    |  |    |       |       |    |   |   |    |   |     | 12    |
| 警察本部長      | 215   | 15    | 139   | 48 | 1 | 10  | 1 |    |  | 1  | 47    | 10    | 29 |   | 2 | 2  | 4 | 262 |       |
| 選挙管理委員会    | 189   | 167   | 15    |    |   | 7   |   |    |  |    | 18    | 4     | 12 |   | 1 |    | 1 | 207 |       |
| 人事委員会      | 11    | 9     | 2     |    |   |     |   |    |  |    |       |       |    |   |   |    |   | 11  |       |
| 監査委員       | 4     | 4     |       |    |   |     |   |    |  |    |       |       |    |   |   |    |   | 4   |       |
| 労働委員会      | 17    | 8     | 7     | 2  |   |     |   |    |  |    |       |       |    |   |   |    |   | 17  |       |
| 収用委員会      | 3     | 3     |       |    |   |     |   |    |  |    |       |       |    |   |   |    |   | 3   |       |
| 海区漁業調整委員会  | 2     | 1     | 1     |    |   |     |   |    |  |    |       |       |    |   |   |    |   | 2   |       |
| 内水面漁場管理委員会 | 2     | 1     | 1     |    |   |     |   |    |  |    |       |       |    |   |   |    |   | 2   |       |
| 公営企業の管理者   | 17    | 14    | 3     |    |   |     |   |    |  |    | 1     | 1     |    |   |   |    |   | 18  |       |
| 合計         | 6,686 | 2,477 | 3,910 | 76 | 4 | 169 | 6 | 32 |  | 12 | 3,141 | 2,976 | 95 | 1 | 0 | 57 | 2 | 10  | 9,827 |

4 不服申立ての状況

条例第7条第1項及び第2項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定による不服申立てがあったものは、次のとおりである。

単位：件

| 区分     | 件数  | 処 理 |     |      |     | 取下げ<br>(本年度繰越) | 審理中<br>(本年度繰越) |
|--------|-----|-----|-----|------|-----|----------------|----------------|
|        |     | 決 定 | 決 容 | 一部認容 | 棄 却 |                |                |
| 前年度繰越分 | 3   | 7   |     |      |     | 1              | 9              |
| 審査請求   | 137 | 59  | 4   |      | 1   | 1              | 189            |

5 情報提供の状況

| 区分         | 利用者数    | 利用資料数   |
|------------|---------|---------|
| 行政情報コーナー   | 27,796人 | 31,885冊 |
| 警察情報公開センター | 60人     | 32冊     |

注1 利用者数とは、貸出、閲覧申込み又は行政資料に関する問い合わせを行った人数の計

注2 利用資料数とは、貸出、閲覧申込み又は行政資料に関する問い合わせがあった資料数の計

又「個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）」の「条例」において、第四十八条の規定により、平成十七年度における条例の運用の状況を公表する。

平成十八年六月二十七日

広島県民権 田 野 三

1 実施機関別の個人情報取扱事務の登録件数

単位：件

| 実施機関      | 登録件数  |
|-----------|-------|
| 知 事       | 1,592 |
| 教 育 委 員 会 | 1,192 |
| 公 安 委 員 会 | 4     |
| 警 察 本 部 長 | 1,434 |

|            |       |
|------------|-------|
| 選挙管理委員会    | 2     |
| 人事委員会      | 1     |
| 監査委員       | 1     |
| 労働委員会      | 7     |
| 収用委員会      | 0     |
| 海区漁業調整委員会  | 0     |
| 内水面漁場管理委員会 | 0     |
| 公営企業の管理者   | 6     |
| 合 計        | 4,239 |

平成18年4月1日現在の件数

2 保有個人情報の開示請求等の処理状況

単位：件

| 区分                           | 請求件数 | 処 理         |     |
|------------------------------|------|-------------|-----|
|                              |      | 開 示         | 768 |
| 開示請求<br>(うち口頭による開示請求<br>721) | 780  | 開 示         | 768 |
|                              |      | 部 分 開 示     | 7   |
|                              |      | 不 開 示       | 1   |
|                              |      | 不 存 在       | 3   |
|                              |      | 存 否 応 答 拒 否 | 0   |
|                              |      | 適 用 外       | 0   |
|                              |      | 取 下 げ       | 1   |
| 訂 正 請 求                      | 0    | 訂 正         | 0   |
|                              |      | 部 分 訂 正     | 0   |
|                              |      | 不 訂 正       | 0   |
|                              |      | 取 下 げ       | 0   |
| 利 用 停 止 請 求                  | 0    | 利 用 停 止     | 0   |
|                              |      | 部 分 利 用 停 止 | 0   |
|                              |      | 不 利 用 停 止   | 0   |
|                              |      | 取 下 げ       | 0   |

3 不服申立ての状況

条例第11条第1項若しくは第3項、第24条第1項若しくは第2項又は第31条第1項若しくは第2項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定による異議申立てがあったものは、次のとおりである。

単位：件

| 区 分                  | 件 数        |      | 処 理 |       |                  |   |
|----------------------|------------|------|-----|-------|------------------|---|
|                      | 前年度<br>繰越分 | 当年度分 | 決 定 | 取 下 げ | 審 理 中<br>(次年度繰越) |   |
| 開示請求に<br>対する決定       | 3          | 3    | 0   | 1     | 0                | 5 |
| 訂正請求に<br>対する決定       | 0          | 0    | -   | -     | -                | - |
| 利用停止<br>請求に対する<br>決定 | -          | 0    | -   | -     | -                | - |

4 苦情処理件数

なし

注 苦情とは、実施機関の保有する個人情報の取扱いに対するものをいう。

5 事業者に対する是正の勧告件数

なし

6 事実の公表の件数

なし

注 事実の公表とは、事業者が知事の要請する説明若しくは資料の提出を拒んだとき又は事業者が取扱いの是正の勧告に従わないときに、広島県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、事業者の氏名又は名称及び住所並びに事案の概要を公表することをいう。

7 苦情相談の処理件数

15件

注 苦情相談とは、事業者が県内において行う個人情報の取扱いに対するものをいう。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年六月二十七日

広島県民権 田 野 田

|  |                |  |   |  |                         |
|--|----------------|--|---|--|-------------------------|
| 特定非営利活動法人の名称<br>特定非営利活動法人広島コトボラティブ住宅推進協会 | 代表者氏名<br>金堀 一郎 | 主たる事務所の所在地<br>広島県広島市中区大手町一丁目五番一丁目六階住宅デザイン研究所 | 定款に記載された目的<br>この法人は、コトボラティブ方式による住まいまちづくりの普及推進に関する事業を行い、良質な住まいと誰もが安心して暮らせる、良好なコミュニティ及び住環境の実現に寄与することを目的とする。 | 定款変更の内容<br>・法人の名称の変更<br>・法人の目的の変更<br>・特定非営利活動の種類<br>・特定非営利活動に係る事業の変更 | 申請のあった年月日<br>平成一八年六月一九日 |
|--|----------------|--|---|--|-------------------------|

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定によつて次の区域を特別保護地区に指定しようとするので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により公告する。

各特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案は、平成十八年六月二十九日から平成十八年七月十二日までの間、縦覧に供する。

なお、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過するまでの間に、縦覧した指針案について、広島県知事に意見書を提出することができる。

平成十八年六月二十九日

広島県知事 藤田 雄山

一 特別保護地区の名称  
苅尾鳥獣保護区苅尾特別保護地区

二 特別保護地区の区域  
山県郡北広島町内の太田川森林計画区北広島町(芸北)九林班の区域のうち、西中国山地国定公園特別保護地区(昭和四十四年厚生省告示第六号)に指定されている区域一円

三 特別保護地区の存続期間  
平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

- 1 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地
- 2 特別保護地区の指定目的

当該特別保護地区は、西中国山地国定公園内にあり、ブナの原生林の中で野生鳥獣が数多く生息しているため、特別保護地区に指定し、これらの野生鳥獣の生息環境の保全を図る。

3 管理方針

(一) 区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう配慮する。

(二) 農林業等被害及び人身事故防止のための有害鳥獣捕獲については、実情を十分に考慮し適切に対応する。

五 前各号に掲げる事項の縦覧場所

広島県環境部環境対策局自然環境保全室及び芸北地域事務所農林局林務第一課

一 特別保護地区の名称

比婆山鳥獣保護区比婆山特別保護地区

二 特別保護地区の区域

庄原市西城町地内の広島県と島根県の行政界と歩道出雲峠線との交点を起点として、同所から同歩道を南東方に進み県有地界(県営林界)との交点に至り、同所から同地界を南方に進み、更に東方に進み展望園地に至り、同所から備北森林計画二六二林班と二六三林班との境界を西方に進み六ノ原川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南東方に進み県有地界との交点に至り、同所から同地界を南方に進み、更に西方に進み庄原市西城町と比和町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北方に進み、広島県と島根県の行政界との交点に至り、同所から広島県と島根県の行政界を北東方に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 特別保護地区の存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

- 1 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地
- 2 特別保護地区の指定目的

当該区域は、比婆道後帝釈国定公園内にあって、様々な落葉広葉樹の原生林があり、多種多様な野生鳥獣の生息地となっているため、特別保護地区に指定し、生息環境の保全を図る。

3 管理方針

(一) 区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう配慮する。

(二) 林業等被害及び人身事故防止のための有害鳥獣捕獲については、実情を十分に考慮し適切に対応する。

五 前各号に掲げる事項の縦覧場所

広島県環境部環境対策局自然環境保全室及び備北地域事務所農林局庄原支局林務第一課

一 特別保護地区の名称

もみのき森林公園鳥獣保護区もみのき森林公園特別保護地区

二 特別保護地区の区域

廿日市市吉和地内のもみのき森林公園の区域のうち、公園センター地区内の管理宿泊施設、運動施設、休養施設及び付帯施設の地区並びに家族旅行村地区内の管理施設、野営施設、運動施設、民俗資料館及び付帯施設の地区を除く区域一円

三 特別保護地区の存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣の生息地

2 特別保護地区の指定目的

鳥獣の捕獲を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護繁殖を図る。

3 管理方針

(一) 区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう配慮する。

(二) 農林業等の被害及び人身事故の防止のための有害鳥獣捕獲については、実情を十分考慮し適切に対応する。

五 前各号に掲げる事項の縦覧場所

広島県環境部環境対策局自然環境保全室及び広島地域事務所農林局林務第一課

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。

平成十八年六月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) コジマNEW福山店

所在地 福山市明神町二丁目一五 五〇

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社コジマ 代表取締役 小島 章利

住所 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

2 小売業を行う者

名称 株式会社コジマ 代表取締役 小島 章利

住所 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年二月一日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千六百五十平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の収容台数

百七十九台

2 駐輪場の収容台数

六十台

3 荷さばき施設の面積

七十五平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の容量

三十・三一立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時、閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後十時まで

七 届出年月日

平成十八年五月三十一日

八 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

九 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年六月二十九日から平成十八年十月三十日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

十 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月三十日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下法という。)第八条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年六月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン吉田

所在地 安芸高田市吉田町吉田五九四番地一外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一 番五二号)

安芸高田市産業振興部商工観光課(安芸高田市吉田町吉田七九一)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年六月二十九日から平成十八年七月三十一日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年六月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 伊勢丘ショッピングモール

所在地 福山市伊勢丘三丁目一番一外

二 提出された意見の概要

(一) 来店車両等により、周辺地域の住民生活や交通に影響を及ぼすおそれがあり、安全の確保と渋滞の緩和のために、人的対応等必要な措置を講じられたい。

(二) 出店計画地の周りは全て通学路として指定されており、登下校時の児童等の安全確保のため、人的対応等必要な措置を講じられたい。

(三) 産業廃棄物と一般廃棄物の区分を明確にし、保管場所及び収集運搬について適正な対策を講じられたい。

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一 番五二号)

福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年六月二十九日から平成十八年七月三十一日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の所在地の属する町から意見の提出がなされたので、次のとおり公告する。

平成十八年六月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイヤモンドシティソレイユ

所在地 安芸郡府中町大須二丁目二二一番一外

二 提出された意見の概要

地域住民と問題が生じた場合の誠実な対応を願つ。

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一 番五二号)

府中町総務部地域振興課(安芸郡府中町大通三丁目五番一号)



四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年六月二十九日から平成十八年七月三十一日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。

平成十八年六月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイヤモンドシティソレイユ

所在地 安芸郡府中町大須二丁目二二番一外

二 県の通知の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

三 府中町総務部地域振興課(安芸郡府中町大通三丁目五番一号)

三 県の通知の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧期間

平成十八年六月二十九日から平成十八年七月三十一日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定によって、北広島町所在の安芸しよくの郷地区今田区域県営土地改良事業(農業用道路整備事業)計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年六月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年六月二十九日から平成十八年七月十九日まで

二 縦覧場所

北広島町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定によって、呉市所在の尾立地区県営土地改良事業(農地保全整備事業)変更計画を定めたので、この土地改良事業変更計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年六月二十九日

一 縦覧期間

平成十八年六月二十九日から平成十八年七月十九日まで

二 縦覧場所

呉市役所

東広島市吉川土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があつた。

平成十八年六月二十九日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

(就任役員)

職名 氏 名 住 所

監事 中 村 隆 文 東広島市八本松町吉川三〇五八・二

梅 田 義 則 " " 五七

梅 谷 博 文 " " 八〇三

(退任役員)

職名 氏 名 住 所

監事 中 村 隆 文 東広島市八本松町吉川三〇五八・二

梅田義則 五七  
梅谷博文 八〇三

東広島市原西土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成十八年六月二十九日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

（就任役員）

職名 氏名 住 所  
理事 上田 邦 名 東広島市八本松町原一〇七五〇・一

守江 武 一 〇 〇 四二二〇・二  
古川 信 彦 〇 〇 四〇一六

小坂 正 幸 〇 〇 五〇二四  
黒川 昭 輝 〇 〇 四八四二

堂山 正 治 〇 〇 五七四〇  
宮島 武 己 〇 〇 三八〇八

向井 數 己 〇 〇 三九三五  
山本 東 治 〇 〇 五〇八一

尾和 義 登 〇 〇 四一九四  
田原 洋 作 〇 〇 五八五七

監事 職名 氏名 住 所

（退任役員）  
理事 上田 邦 名 東広島市八本松町原一〇七五〇・一

亀岡 正 博 〇 〇 五三三三  
橋川 學 猛 〇 〇 四二二九

古川 信 彦 〇 〇 四〇一六  
小坂 正 幸 〇 〇 五四六三

黒川 昭 輝 〇 〇 四六一〇  
黒川 正 治 〇 〇 一〇九〇五・二

堂山 正 治 〇 〇 四八四二  
宮島 武 己 〇 〇 五七四〇

職名 氏名 住 所  
理事 上田 邦 名 東広島市八本松町原一〇七五〇・一

職名 氏名 住 所  
理事 上田 邦 名 東広島市八本松町原一〇七五〇・一

向井 數 己 〇 〇 三九三五  
黒川 克 輝 〇 〇 五〇二四  
尾和 義 登 〇 〇 四二九四  
田原 洋 作 〇 〇 五八五七

議会事務局公告

広島県議会情報公開条例（平成十四年広島県条例第二十五号。以下「条例」という。）第二十九条の規定によって、平成十七年度における条例の運用の状況を公表する。

平成十八年六月二十九日

広島県議会議長 新 田 篤 実

1 公文書の開示請求等の状況

単位：件

| 区 分 | 開 示 請 求 | 任 意 開 示 の 申 出 | 計 |
|-----|---------|---------------|---|
| 計   | 6       | 0             | 6 |

注1 開示請求とは、請求権者からの開示の請求をいう。

注2 任意開示の申出とは、請求権者以外のものからの開示の申出をいう。

2 公文書の開示請求者等の区分

単位：件

| 区 分     | 開 示 請 求 者 等 の 区 分           | 件 数 |
|---------|-----------------------------|-----|
| 開 示 請 求 | 県内に住所を有する者                  | 6   |
|         | 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 |     |
|         | 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者        |     |
| 開 示 請 求 | 県内に存する学校に在学する者              |     |

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 前各号に掲げるもののほか、議会の事務に利害関係<br>を有するもの |   |
| 任意開示の申出                           |   |
| 合 計                               | 6 |

3 公文書の開示請求等の処理状況

(1) 開示請求

| 区分 | 請求<br>件数 | 処 理 状 況 |            |       | 取下げ |
|----|----------|---------|------------|-------|-----|
|    |          | 開 示     | 部 分<br>開 示 | 不 開 示 |     |
| 計  | 6        | 5       |            |       | 1   |

単位：件

(2) 任意開示の申出

単位：件

| 区分 | 申出<br>件数 | 処 理 状 況 |            |       |                |       |       |       |
|----|----------|---------|------------|-------|----------------|-------|-------|-------|
|    |          | 開 示     | 部 分<br>開 示 | 不 開 示 | 存 否 心<br>答 拒 否 | 不 存 在 | 適 用 外 | 取 下 げ |
| 計  | 0        |         |            |       |                |       |       |       |

4 不服申立ての状況

なし

注 不服申立てとは、条例第7条第1項及び第2項の決定についての、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定による異議申立てをいう。

人事委員会規則

竹原・波方間自動車航送船組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十九日

広島県人事委員会

委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第二十二号

竹原・波方間自動車航送船組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

竹原・波方間自動車航送船組合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十五年広島県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「所長」を「所長 課長補佐(総務課)」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第49号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めると、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年6月29日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

| 検 定<br>番 号 | 検定の有効<br>期間                       | 遊技機の<br>種類  | 型 式 名                  | 申 請 者 名 (住所)                                       | 製 造 業 者 名 (住所) |
|------------|-----------------------------------|-------------|------------------------|--|----------------|
| 6P0415     | 告示の日<br>(平成18年<br>6月29日)<br>から3年間 | ぱちんこ遊<br>技機 | C R松浦<br>亜弥 S F<br>- T | 株式会社ピステイ<br>代表取締役 實田 久治<br>(東京都渋谷区渋谷三丁<br>目29番10号) | 左 同            |

|        |    |        |                  |                                      |    |
|--------|----|--------|------------------|--------------------------------------|----|
| 6S0274 | 同上 | 同胴式遊技機 | ロッキー・パルボ<br>PS   | 同上                                   | 左同 |
| 6S0189 | 同上 | 同上     | 小川直也のバチス口無制限一本勝負 | 株式会社三共 代表取締役 群馬県桐生市境野町六丁目460番地 毒島 秀行 | 左同 |

**公安委員会公告**

広島県公安委員会公告第64号  
 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号、以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年6月29日

広島県公安委員会  
 委員長 宮 地 治 夫

- 1 審査の種類  
 技能検定員・教習指導員審査（大型二種・普通二種）
- 2 審査の期日  
 平成18年7月31日
- 3 審査の場所  
 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号  
 広島県運転免許センター
- 4 審査対象者  
 道路交通法第99条の2第4項第2号及び第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法  
 規則第4条及び第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等  
 (1) 申請に必要な書類  
 ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの）

- イ 審査手数料計算表 1通
- ロ 自動車運転免許証の写し 1通
- ハ 履歴書 1通
- ニ 運転記録証明書 1通
- ホ 住民票（本籍記載のもの） 1通
- ヘ 技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を有している者はその写し

- (2) 申請書の提出先  
 広島県警察本部交通部運転教育課長
- (3) 申請書等の提出期限  
 平成18年7月24日

**監査委員公表**

平成十八年五月二十五日に実施した例月出納検査の結果を別紙のとおり公表する。  
 平成十八年六月二十九日

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 広島県監査委員 | 坂 田 三 禮 | 巳 原 尊   |
|         | 回       | 川 辺 真 義 |
|         | 回       | 近 藤 光   |
|         | 回       |         |

## 5月例月出納検査の結果

平成18年5月25日執行

## 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

平成18年4月30日現在における平成17年度及び平成18年度の一般会計・各特別会計、並びに平成18年度の歳入歳出外現金及び基金の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

## (1) 一般会計及び特別会計

〔平成17年度〕

(単位：円)

| 区 分     | 予 算 額             | 本 月 分          |                | 累 計               |                   | 収 入 済 額 と<br>支 出 済 額 と<br>の 差 (累計) |
|---------|-------------------|----------------|----------------|-------------------|-------------------|------------------------------------|
|         |                   | 収 入 済 額        | 支 出 済 額        | 収 入 済 額           | 支 出 済 額           |                                    |
| 一 般 会 計 | 1,039,869,712,950 | 39,701,987,191 | 82,809,671,365 | 940,386,857,374   | 887,608,584,699   | 52,778,272,675                     |
| 特 別 会 計 | 215,982,645,000   | 12,811,838,370 | 2,894,354,146  | 141,660,589,049   | 180,637,174,801   | 38,976,585,752                     |
| 合 計     | 1,255,852,357,950 | 52,513,825,561 | 85,704,025,511 | 1,082,047,446,423 | 1,068,245,759,500 | 13,801,686,923                     |

〔平成18年度〕

(単位：円)

| 区 分     | 予 算 額             | 本 月 分          |                | 累 計            |                | 収 入 済 額 と<br>支 出 済 額 と<br>の 差 (累計) |
|---------|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------------------------|
|         |                   | 収 入 済 額        | 支 出 済 額        | 収 入 済 額        | 支 出 済 額        |                                    |
| 一 般 会 計 | 1,005,213,051,000 | 61,674,024,422 | 35,387,651,408 | 61,674,024,422 | 35,387,651,408 | 26,286,373,014                     |
| 特 別 会 計 | 258,736,784,000   | 1,691,120,766  | 987,538,778    | 1,691,120,766  | 987,538,778    | 703,581,988                        |
| 合 計     | 1,263,949,835,000 | 63,365,145,188 | 36,375,190,186 | 63,365,145,188 | 36,375,190,186 | 26,989,955,002                     |

## (2) 歳入歳出外現金

(単位：円)

| 前 月 末 保 管 額   | 本 月 受 額       | 本 月 払 額       | 本 月 末 保 管 額   |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 4,108,906,902 | 2,224,062,859 | 1,863,938,615 | 4,469,031,146 |

## (3) 基 金

(単位：円)

| 前 月 末 現 在 額     | 本 月 受 額     | 本 月 払 額     | 本 月 末 現 在 額     |
|-----------------|-------------|-------------|-----------------|
| 137,194,550,359 | 527,210,769 | 170,156,751 | 137,551,604,377 |

## 2 公営企業会計

平成18年4月30日現在における平成18年度の病院事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計及び水道用水供給事業会計の資金収支の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(単位:円)

| 区 分                 | 前月からの<br>繰越額 (A) | 本 月 分         |               | 累 計           |               | 翌月への<br>繰越額<br>(A + B - C) |
|---------------------|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------------------|
|                     |                  | 収 入 額 (B)     | 支 出 額 (C)     | 収 入 額         | 支 出 額         |                            |
| 病 院<br>事業会計         | 141,312,100      | 3,070,900,682 | 3,004,424,485 | 3,070,900,682 | 3,004,424,485 | 207,788,297                |
| 工 業 用 水 道<br>事業会計   | 3,415,612,761    | 279,136,449   | 546,930,418   | 279,136,449   | 546,930,418   | 3,147,818,792              |
| 土 地 造 成<br>事業会計     | 4,454,002,297    | 1,539,822,568 | 1,983,291,859 | 1,539,822,568 | 1,983,291,859 | 4,010,533,006              |
| 水 道 用 水 供 給<br>事業会計 | 7,301,821,842    | 1,810,356,400 | 3,615,767,261 | 1,810,356,400 | 3,615,767,261 | 5,496,410,981              |
| 公 営 企 業 部 計         | 15,171,436,900   | 3,629,315,417 | 6,145,989,538 | 3,629,315,417 | 6,145,989,538 | 12,654,762,779             |
| 合 計                 | 15,312,749,000   | 6,700,216,099 | 9,150,414,023 | 6,700,216,099 | 9,150,414,023 | 12,862,551,076             |